


総括図(埼玉県決定)



凡 例			
都市計画区域	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	50	80
第二種中高层住居専用地域	第二種住居地域	60	200
準住居地域	準工業地域	60	200
近隣商業地域	工業専用地域	80	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業専用地域		50	200
用途地域指定外		60	200

凡 例	
準防火地域	地区整備計画区域
都市公園	都市計画道路
汚物処理場	産業廃棄物処理施設

凡 例	
赤線	変更する路線(変更後)
黄線	削除(廃止)する区間
②	2車線
(表)	地表式



記号	
△	第一種低層住居専用地域
△	第二種中高层住居専用地域
△	準住居地域
△	近隣商業地域
△	商業地域
△	準工業地域
△	工業専用地域
△	用途地域指定外
△	準防火地域
△	地区整備計画区域
△	都市公園
△	都市計画道路
△	汚物処理場
△	産業廃棄物処理施設

凡 例	
○	第一種低層住居専用地域
○	第二種中高层住居専用地域
○	準住居地域
○	近隣商業地域
○	商業地域
○	準工業地域
○	工業専用地域
○	用途地域指定外
○	準防火地域
○	地区整備計画区域
○	都市公園
○	都市計画道路
○	汚物処理場
○	産業廃棄物処理施設

本図は平成14年国土交通省告示第9号の定めによる建設標準図による建設標準図、世界測地系による建設標準図(1982年改正)に基づき、国土地理院の提供した地形図(1:25,000)を基に作成されたものである。なお、本図は、0.5メートル間隔の等高線が示された地形図を基に作成されたものである。等高線の間隔は10メートルである。